令和７年度　京都市立下京渉成小学校「学校いじめの防止等基本方針」

１　「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1)　目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなりうるものであると捉える。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2)　基本理念

１．全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育んでいく。

２．いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処していく。

３．いじめ防止の対策は国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他関係者にの連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

２　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（１）いじめ対策委員会の設置

ア　委員会名　　下京渉成小学校いじめ対策委員会

イ　構成員（職名又は校務分掌）

校長　教頭　教務主任　生徒指導主任　養護教諭　教育相談主任　学年主任　生徒指導部担当教員　スクールカウンセラー

ウ　開催時期　　定例会議は、第４水曜日に開催（緊急事態の場合は、この限りではない）

エ　委員会として取り組む内容

・年度当初の朝会で児童に、懇談会で保護者に周知
・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
・個別面談や相談窓口の集約
・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
・教職員の共通理解と意識啓発
・発見されたいじめ事案への対応
・重大事案への対応

・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
・「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
・未然防止の取組の年間計画の決定
・個別面談や教育相談の時期や回数の決定
・生徒指導の三機能「チェックリスト」結果の共有
・いじめのアンケート、クラスマネジメントシートの共有

（２）教職員の資質向上（校内研修）

ア　基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ　研修の時期・内容等

・４月、１０月、２月に行う生徒指導研修会時に実施する。
・内容は、「下京渉成小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」「生徒指導の三機能チェックリストの共有」

３　学校いじめ防止プログラム　基本的施策

（１） 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア　学習環境の整備

・学年に応じたハンドサインや話型を掲示する。
・学習の成果物を掲示し、児童同士の交流を図る。
・学校行事や学校の約束などのポスターを廊下などに掲示する。
・委員会の活動掲示板を作成する。
・学校司書との協力のもと、おすすめの本を紹介する掲示を行う。

イ　授業改善の充実

・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
・少人数授業の推進。
・教科担任制の積極的な導入。
・自主学習プリントの工夫。
・全ての児童が主体的に言葉に向かい、確かに伝え合う子・対話する子の育成。

ウ　道徳教育・人権教育の充実

・「しなやかな道徳教育」の実践。
・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
・全校で取り組む、月一回の「なかまの日」による人権教育の実施。
・学校だより、ホームページなどで、道徳や人権について啓発を行う。
・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。下京署との連携。

エ　児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
・学校行事などを通しての人間関係づくり。
・総合的な学習の時間、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。
・児童会主催の人権集会や生徒指導に関する月間目標の実施。
・学校内人権月間、週間での児童による「いじめ」撲滅キャンペーン。
・地域、ＰＴＡとともに取り組むあいさつ運動の実施。
・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示。
・下京中学校ブロックでの小中合同の挨拶運動。

オ　児童生徒同士の絆づくり

・学級活動の充実により、共に協力して取り組むことで達成感や充足感を得る。
（係活動、学級内みんな遊び、話し合い活動の充実）
・縦割り活動による児童相互の人間関係づくり。
・クラブ活動や部活動において、同じ目的を共有し努力することを通して仲間意識の育成。

（２）いじめの早期発見・積極的認知のための取組

①児童に対する定期的な調査

ア）アンケートなど

・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握。
・年２回、クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

イ）教育相談など

・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
・ＳＣ・ＳＳＷとの連携による教育相談

②相談体制の整備

・定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保。
・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

③その他

・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。
・学年会やそれぞれの部会での、児童理解の時間の確保。

（３）教職員の資質向上（校内研修）

・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」「確認」「調整」の徹底。
・具体的な事例を用いた教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催。
・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

（４）インターネット、ＧＩＧＡ端末を通じて行われるいじめに対する対策の推進

・情報モラルの学級活動の強化。
・ＳＮＳを通じて起こっている問題行動の理解。
・ＳＮＳを使っての「いじめ」対応の事例研修。
・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発。
・ＧＩＧＡ端末を使用する時の、きまりとモラルの徹底。

４　いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
　（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
・組織的（担任任せにならない）な対応。
・重大事態の防止。
・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
・加害児童への責任ある指導。
・保護者との連携。
・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。
※別紙フローチャート図参照

５　重大事態への対処

・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
　① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
　② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
＜学校が調査主体の場合＞
・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
・京都市教育委員会への調査結果の報告。
・調査結果を踏まえた必要な措置。
・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。
＜京都市教育委員会が調査主体の場合＞
・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

６　年間計画（予定）

月	対策会議（いじめ対策委員会）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	職員会議 「学校いじめの防止等基本方針」の共有 「年間計画と役割の明確化」 生徒指導研修会 「いじめ等、温かく見守りたい児童の確認」 「学級経営方針の交流会」 いじめ対策委員会① ・「校内体制や組織的対応の共有」 ・「児童・保護者への広報について」 生徒指導の三機能 「チェックリストの活用①」	・学級開き ・生徒指導に関する「月間目標」の設定「気持ちの良いあいさつ」 ・全校放送で児童に「いじめ対策委員の紹介」 なかまの日（個性を生かして1） 5年非行防止教室	・前年度のアンケートの結果を学年で共有（2～6年）	・授業参観 ・学級懇談会の中で保護者啓発
5	いじめ対策委員会② ・「記名式アンケートの実施に向けて」	憲法月間の講和の中で、いじめの問題について話す １年生を迎える会 ６年修学旅行 生徒指導に関する「月間目標」の設定		・憲法月間「学校だより」で啓発 ・全校放送で校長から啓発 ・家庭訪問週間
6	いじめ対策委員会③ ・いじめアンケート・教育相談の結果の共有 ・クラスマネジメントシートの実施に向けて	なかまの日（おとなりの国1） たてわり会議 生徒指導に関する「月間目標」の設定	・第1回いじめに関するアンケートの実施 ・教育相談週間	・学校運営協議会で説明
7	いじめ対策委員会④ ・学校評価の実施に向けて 小中連携で実施する生徒指導部による研修会 生徒指導の三機能 「チェックリストの活用②」	5年花背山の家宿泊学習 なかまの日（個性を生かして2） 生徒指導に関する「月間目標」の設定	第1回クラスマネジメントシートの実施 学校評価の実施	個人懇談会
8	いじめ対策委員会⑤ ・クラスマネジメントシートの結果の共有 ・「いじめ」に特化した研修会① ・学校評価の結果の共有 小人権集会参加	地域パトロール		
9	いじめ対策委員会⑥ ・未然防止に向けた取組の確認	なかまの日（命の大切さ） 生徒指導に関する「月間目標」の設定		・授業参観学級懇談会
10	いじめ対策委員会⑦ ・いじめアンケートの実施に向けて 生徒指導研修 「いじめ等、温かく見守りたい児童の確認」 「学級経営方針の見直し」	なかまの日（人権目標を決めよう） 運動会 生徒指導に関する「月間目標」の設定		・学校だより・HPによる学校評価公表 ・学校運営協議会で説明
11	いじめ対策委員会⑧ ・学校評価の実施に向けて	なかまの日（おとなりの国2） 学習発表参観日 生徒指導に関する「月間目標」の設定	第2回いじめに関するアンケートの実施	

12	いじめ対策委員会⑨ ・いじめアンケートの結果の共有 生徒指導の三機能 「チェックリストの活用③」	なかまの日（人権目標を振り返る） 人権週間・人権朝会 生徒指導に関する「月間目標」の設定	教育相談週間 学校評価の実施	個人懇談会
1	いじめ対策委員会⑩ ・学校評価の結果の共有	なかまの日（男女平等） 生徒指導に関する「月間目標」の設定	第2回クラスマネージメントの実施	
2	いじめ対策委員会⑪ ・今年度の反省と次年度への課題 ・いじめ防止プログラムのＰＤＣＡサイクルでの見直し	なかまの日（国際理解） 生徒指導研修 生徒指導に関する「月間目標」の設定		・学校だより・ＨＰによる学校評価公表 ・新1年入学説明会、半日入学 ・学校運営協議会での共有
3	いじめ対策委員会⑫ ・次年度の基本方針の確認 生徒指導の三機能 「チェックリストの活用④」	なかまの日（1年間の振り返り） 生徒指導に関する「月間目標」の設定 6年生を送る会	各学年末集会（規範と自律）	授業参観・学級懇談会

※年間予定のため、予定を変更する場合があります。

■いじめの防止等のための取組を上表のスケジュールにより実施する。課題に応じて年度途中に計画の見直しを行う。年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

①「年間の取組の見直し」（ＰＤＣＡサイクル　8月　12月　3月）　②「いじめに関するアンケート」
③「いじめの防止等の対策のための組織の会議」　④「校内研修」　⑤「未然防止の取組」（学年又は全校の取組）
⑥「個別面談」「教育相談」　⑦生徒指導の三機能「チェックリストの活用」

※別紙フローチャート

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

□学校いじめ防止プログラムの策定
□教職員、児童、保護者、地域への周知
□取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

□担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
□臨時の委員会開催時の手順確認・周知
□児童、保護者、地域への周知
□いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

予防

・学習環境の整備
・道徳教育・人権教育の充実
・児童同士の絆づくり
・授業改善
・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものも含む。以下同じ）の情報を把握

見逃しのない観察

・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
・アンケート調査等の情報から　　等

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

●まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

●複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
●いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
●何があったかについて丁寧に事実確認を行う。
●聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。［認識の共有化・行動の一元化］

心の通った指導

【児童への指導・支援】

●いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
●登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間を作らず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてＳＣ、パトナ等との連携を図る。
●いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
●周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭への連携】

●担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（加害。被害とも）の**家庭訪問等**を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

●いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

●必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

【教育委員会への報告・連携】

●重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

「いじめの解消」までの継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

●少なくとも以下の２つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が少なくとも３か月間止んでいること　　（救済）
②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと　　（回復）
※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。